



(証券コード 4541 東証第一部) 代表者名 代表取締役社長 田村 友一 お問合せ先

> 執行役員財務部長 柿本 成道 TEL 076-432-2121

## 手形決済の電子化(電子記録債権)実施について

当社は、2月18日よりサービス開始される「株式会社全銀電子債権ネットワーク」(通称「でんさいネット」※)を利用し、手形発行事務の削減および印紙税等のコスト軽減が図れる「電子記録債権」を今後の新しい決済手段として導入することとし、本日、株式会社北陸銀行の提供する「<ほくぎん>電子債権サービス」に加入いたしました。

全国多数の金融機関が参加する「でんさいネット」を活用することにより、今後は、従来の紙ベースの手形発行を原則廃止し、順次、電子記録債権に移行していくことになります。

「でんさいネット」を利用した電子記録債権化は、お取引先にとりましても①手形の紛失・盗難・偽造のリスクがなく、②手形の回収や保管、金融機関への取立持込などの事務負担が不要、③領収書の郵送費・収入印紙や取立費用の軽減、④支払当日に資金化が可能、⑤既存の取引金融機関で割引や譲渡が容易であり、また必要な金額だけ分割調達も可能、⑥利用コストも比較的安価であり、使いやすくメリットが大きいと判断し導入を決定したものであります。

当社は、これまで「でんさいネット」のスタートにあわせシステム対応等社内体制の準備を進めてまいりましたが、今後はご同意をいただいたお取引先から電子記録債権化を実施し、順次拡大していく予定であります。

※「でんさいネット」は、地方銀行のほか、信金、信組など全国の多くの金融機関が参加する全国銀行協会が主催する電子債権記録機関で、これを通じ電子債権の発生や譲渡などのデータを一元的に管理することが可能となります。

電子債権(電子記録債権)は、お取引金融機関を通じて、「でんさいネット」の記録原簿に「発生記録」を行うことで電子債権が発生する仕組みで、この電子債権を使えば、手形の発行、振込みの準備など支払いに関する面倒な事務負担が軽減され、手形の搬送コストも削減でき、また印紙税が課税されず、支払手段の一本化が可能となり業務の効率化が期待できる新しい決済手段です。

## <でんさい(電子債権)のフロー図>

